

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会事務局の項中「福利厚生監」を削り、「委員会係長 秘書係長 法務係長」を「法務係長 委員会係長 秘書係長」に、「企画定数係長」を「学校財務係長 教職員定数係長 県立学校改革係長」に、「秘書係、法務係」を「法務係、秘書係」に、「又は企画定数係」を「教職員定数係又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当」に改め、同表備考2中「全国菓子大博覧会・広島準備委員会事務局」の下に「又は商工労働局海の道プロジェクト・チーム」を、「参事のうち、秘書課、人事課」の下に「福利課」を加え、「研究開発課及び学事課に置かれるもの、危機管理課、総務課、福利課」を「及び研究開発課に置かれるもの（経営企画チームにあつては、施策提案又は総合特区計画を担当するものを除く。）」、危機管理課、総務課」に改め、「財政課及び経営企画チームに置かれるもの」の下に「（人事課にあつては安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。））」を加え、「行政管理課」を「並びに行政管理課」に改め、同表備考4中「うち、会計総務課及び総務事務課」を「うち、会計総務課」に改め、同表備考6中「教職員課」を「教育改革推進課」に「うち、学校経営課」を「うち、学校経営支援課」に改め、「人事係」の下に「及び秘書係」を加え、「学校経営課（企画定数係）」を「学校経営支援課（教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善推進担当に限る。）」に、「文化財課、学校経営課」を「文化財課」に改める。

別表第二大阪情報センターの項中「所長 イノベーション推進監」を「企業立地監 所長」に改め、同表農業技術大学校の項中「校長」の下に「副校長」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。